

傍聴要領

大分県環境影響評価技術審査会（オンライン開催用）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定した時刻までに、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを記載し、電子メールで申込みを行うこと。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので定員になり次第受付を終了します。
- (3) 受付後、会議 URL 等を記載した電子メールを送付しますので、当日は当該 URL 等からアクセスしてください。審査会会長の許可を得たうえで、事務局で操作を行い、オンライン会議の入室作業を行います。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 審議の内容によっては、途中から非公開審議とし、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（ビデオオン、マイクオフで参加していただきます。）
- (2) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の着用、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他の会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。